# 神戸市の平成19年度(2007年度)決算に基づく健全化判断比率等について

地方公共団体の財政状況に関する情報開示を徹底し、財政悪化の未然防止・早期是正を図るため「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月に成立しました。

この法律に基づき、平成19年度決算から公営企業や第3セクターを含めた地方公共団体の財政の健全性に関する財政指標(健全化判断比率)や、地方公営企業ごとの経営の健全性に関する財政指標(資金不足比率)を公表することになりました。

なお、平成20年度決算からは指標の値が一定の基準を超えた場合は、議会の議決を経て、財政健全化計画 (自主的な財政健全化段階)、財政再生計画(国等の関与による財政再生段階)、経営健全化計画(公営企 業で基準を超えた場合)を策定し、財政の健全化等に取り組むこととなります。

# 1. 健全化判断比率

平成19年度決算に基づく各比率は下記のとおりであり、いずれも早期健全化基準を下回っています。

(単位:%)

財政指標	財政指標の概要	19年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質 赤字の標準財政規模に対する 比率	-	11.25%	20%
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字 (又は資金の不足額)の標準財 政規模に対する比率	-	16.25%	<b>%</b> 40%
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償 還金及び準元利償還金の標準 財政規模に対する比率	17.1%	25%	35%
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき 実質的な負債の標準財政規模 に対する比率	177.5%	400%	

※ 連結実質赤字比率の財政再生基準については、3年間の経過的な基準が設けられています。 21年度決算までは40%、22年度決算は35%、23年度決算以後は30%

# 2. 資金不足比率

資金不足比率とは、公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率を示す指標です。 平成19年度決算に基づく各公営企業の資金不足比率(下表)は、いずれも経営健全化基準を下回っています。

公営企業会計区分	資金不足比率	(単位:%)
病院事業会計	13.8	
自動車事業会計	9.5	
市場事業費		
食肉センター事業費		
農業集落排水事業費		
海岸環境整備事業費		
市街地再開発事業費		
下水道事業会計	_	
港 湾 事 業 会 計	(資金不足は生じていない)	
新都市整備事業会計		
高速鉄道事業会計		
水 道 事 業 会 計		
工業用水道事業会計		
適用される経営健全化基準	20.0	

# ○ 健全化判断比率の算定結果について

# 実質赤字比率: 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

一般会計等の赤字が、地方公共団体の標準的な年間収入に対してどの程度あるかを示す指標です。

			会	i	<u></u>	名			実質収支額
		_		般		会		計	72
		勤	労 者	í 福	祉 扌	ŧ済	事 業	費	0
般		母:	子寡妇	帚福	业資:	金貸付	寸事第	€費	0
会		土	地方	も 行	取	得	事 業	費	0
計等		市	営	住	宅	事	業	費	0
Þ		空	港	整	備	事	業	費	148
		公			債			費	0
_	-	般	会	計	等	合	計	A	220
標	Ē	準	財	政	規	模		$^{\odot}$	390,832
9	実質赤字比率			_					

(単位:百万円)

※ ④がプラス値の場合(=実質黒字の場合)、算定結果は一と表示されます。

# 連結実質赤字比率:全会計を対象とした実質赤字又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率

全会計の赤字が、地方公共団体の標準的な収入に対してどの程度あるかを示す指標です。

(単位:百万円)

会 計 名	実質収支額 資金不足・ 剰余額	会 計 名	実質収支額 資金不足・ 剰余額
一般 会計	72	市場事業費	0
勤労者福祉共済事業費	0	食肉センター事業費	0
母子寡婦福祉資金貸付事業費	0	農業集落排水事業費	0
土地先行取得事業費	0	海岸環境整備事業費	1,779
市営住宅事業費	0	市街地再開発事業費	0
空港整備事業費	148	下 水 道 事 業 会 計	19,032
公 債 費	0	港湾事業会計	71,386
一般会計等 小計 ①	220	新都市整備事業会計	42,816
国民健康保険事業費	0	病院事業会計	△ 4,022
老人保健医療事業費	0	自動車事業会計	△ 1,210
農業共済事業費	67	高速鉄道事業会計	0
駐車場事業費	0	水道事業会計	9,062
介 護 保 険 事 業 費	1,563	工業用水道事業会計	974
一般会計等以外の特別会計(公営企業 会計に係る特別会計を除く) 小 計 ②	1,630	公営企業会計 小 計 ③	139,817
		合 計 ((1) + (2) + (3))	141,667
		標準財政規模 圏	390,832
		連結実質赤字比率	_

※④がプラス値の場合(=実質黒字の場合)、算定結果は一と表示されます。

# 実質公債費比率 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

一般会計等の借金返済にかかる負担が、地方公共団体の標準的な年間収入に対してどの程度あるかを示す指標です。

(単位:百万円)

項目		19年度算定値	参考値(単年度)			
		(3ヵ年平均)	19年度 (単年度)	18年度 (単年度)	17年度 (単年度)	
地方債の元利償還金	A	195,833	83,066	88,127	416,305	
準元利償還金(企業債の 償還のための繰出金等)	B	73,256	70,669	72,211	76,888	
元利償還金・準元利償還 金に充当できる特定財源	©	129,979	30,044	28,429	331,463	
基準財政需要額算入額	<b>D</b>	85,231	77,430	79,054	99,208	
標準財政規模	E	400,285	390,832	396,764	413,260	
実質公債費比率 (A+B-C-D)÷(E-D)(%	%)	17.1	14.8	16.6	19.9	

将来負担比率 - 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模 に対する比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、地方公共団体の標準的な年間収入の何倍であるかを示す指標です。

(単位:百万円)

項目	将来負担額等
① 一般会計等の地方債現在高	1,313,136
② 債務負担行為に基づく支出予定額	31,198
③ 企業債等の元金償還に対する繰入見込額	295,020
④ 組合等の地方債の元金償還に対する負担見込額	8,208
⑤ 退職手当支給予定額	127,439
⑥ 設立法人等の債務等に対する負担見込額	23,682
⑦ 連結実質赤字額	0
⑧ 組合等の連結実質赤字相当額	0
小計 (①~⑧)	1,798,683
③ 充当可能な基金の額	203,278
⑩ 充当可能な特定歳入の額	277,148
⑪ 基準財政需要額算入見込額	761,715
小計 (⑨~⑪) B	1,242,141
将来負担額   C   = A   B   C   C	556,542
標準財政規模	390,832
基準財政需要額算入公債費	77,430
将来負担比率 © / ( D - E ) (%)	177.5

# (参考1)各指標について

# 実質赤字比率:一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

実質赤字比率 = 一般会計等の実質赤字額

標準財政規模

#### 連結実質赤字比率:全会計を対象とした実質赤字又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率

連結実質赤字額 連結実質赤字比率 =

標準財政規模

※連結実質赤字額:一般会計、公営企業以外の特別会計の実質赤字及び公営企業の資金の不足額の合計が、一般会計、 公営企業以外の特別会計の実質黒字及び公営企業の資金の剰余額の合計額を超える額

## 実質公債費比率:一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

(地方債の元利償還金+※準元利償還金)-

実質公債費比率 = (3か年平均)

(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

標準財政規模-(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) ※ 準元利償還金:公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出金など、地方債の元利償還金に準ずるもの。

## 将来負担比率:一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

将来負担額一

将来負担比率 =

(充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)

標準財政規模-(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

## 資金不足比率:公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

資金の不足額 資金不足比率 = 事業の規模

## (参考2)各指標にかかる基準について

#### 早期健全化基準

財政状況の悪化に伴い、自主的な改善努力によって計画的に財政の健全化を図るべき段階を判断する基準です。 4つの健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)のうち一つでも基準値 に達すると、議会の議決を経て「財政健全化計画」を策定し、財政の健全化に取り組まなければなりません。

# ・財政再生基準

財政の著しい悪化に伴い、自主的な財政の健全化が困難で、国等の関与による確実な財政再生を図るべき段階を 判断する基準です。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のうち一つでも基準値に達すると、議会の議 決を経て「財政再生計画」を策定し、財政の再生に取り組まなければなりません。

## ・経営健全化基準

公営企業において経営状況の悪化に伴い、自主的な経営改善努力によって計画的に経営の健全化を図るべき段階 を判断する基準です。資金不足比率が基準値に達すると、公営企業ごとに議会の議決を経て「経営健全化計画」を策定 し、経営健全化に取り組まなければなりません。